

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域内フィーダー確保維持費国庫補助金)

令和 7 年 3 月 1 9 日

(名称) 柳井市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、地域内フィーダー系統として、日積・石井南部、伊陸・石井北部、阿月及び大畠地区において、各地区社会福祉協議会が主体となり予約制乗合タクシーを運行している。各地域と中心市街地を結ぶことで地域住民の生活を支える移動手段としての役割を果たしており、今後も本市の公共交通体系の一端を担い、路線バスや鉄道と連携を図りながら、継続的な運営を行う必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

予約制乗合タクシーの利用者一人当たりの市財政支出額

【目標】

令和 5 年度の実績 83.4 円を維持できるよう効率的な運行を実施する。

算出の考え方 市財政支出額 ÷ 延べ利用者数

令和 9 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	昨年度 (令和 5 年度)
83.4 円	83.4 円	83.4 円	83.4 円

【効果】

予約制乗合タクシーを維持、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

予約制乗合タクシーの収支率

【目標】

令和 5 年度の実績 (20.6%) を上回る、21% 以上となるよう効率的な運行を実施する。

令和 9 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	昨年度 (令和 5 年度)
21.0 %	21.0 %	21.0 %	20.6 %

【効果】

予約制乗合タクシーを維持、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

予約制乗合タクシーの年間利用者数

【目標】

令和 5 年度の実績 8,523 人を維持するよう、地区での PR や口コミなどにより利用促進を促す。

【1 月当たりの利用者数】

令和 9 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	昨年度 (令和 5 年度)
8,523 人以上	8,523 人以上	8,523 人以上	8,523 人

【効果】

予約制乗合タクシーを維持し、高齢者を含む交通弱者の外出を促進することで、健康の管理面に寄与すると考えられることや住民の交流促進に伴い地域再生や活性化に繋がる。

(2) 事業の効果

4 地区の予約制乗合タクシーを維持することにより、通勤、通学、通院、買物等の地区から市街地までの移動手段が確保される。また地域間幹線バス路線、市内バス路線及び JR 山陽本線と連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 地域の移動ニーズに応じたサービスを提供し、実施していくために、柳井市、地区社会福祉協議会及び運行を委託しているタクシー事業者の 3 者による協議を実施する。
- ・ 事業改善を目的とし、運行主体である 4 地区の社会福祉協議会間で情報連携を図る。
- ・ 子育て世代や若年齢層の利用拡大に向けて、「通勤・通学」や「塾・習い事」への移動ニーズを把握した上で、運行時間や経由地等の見直しを行う。

事業実施主体

柳井市、地区社会福祉協議会、柳井三和交通(株)、柳井第一交通(株)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

添付資料	・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」 ・ 運行系統の概要一覧 ・ 運行系統図（系統図、交通体系図、及び防長バス路線図 ・ 実施主体作成のチラシ		
補助要件の 具備	要綱別表のハ	別添運行系統図の概要一覧及び運行系統図参照	
	要綱別表のニ	バス路線との重複区間は相互間乗降を不可とする。	
	要綱別表のホ	日積・石井南部地区	前年度に引き続き本補助制度を活用するもの
		大畠地区	前年度に引き続き本補助制度を活用するもの
		伊陸・石井北部地区	前年度に引き続き本補助制度を活用するもの
		阿月地区	前年度に引き続き本補助制度を活用するもの
運行予定者	柳井三和交通株式会社 柳井第一交通株式会社 ※地域の地理等に精通した運行内容を要することから、運送事業者は、当地域を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者のうち、柳井市内に本社機能を有したうえ、運行の安全性・旅客事業の実績・乗務員の教育体制・事故の発生状況・苦情委処理体制などから判断し、事業主体において選定された。		

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

I 日積・石井南部地区

日積地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、市地域公共交通協議会補助金）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

運行系統	日積・石井南部地区～柳井駅（月～土・日祝運休）	
運行ダイヤ	午前 4 便	日積・石井南部地区⇒柳井駅 柳井駅⇒日積・石井南部地区
	午後 3 便	柳井駅⇒日積石井南部地区
料金	日積・石井南部地区～柳井地区	1 乗車 500 円
	日積・石井南部地区内	1 乗車 300 円

II 大島地区

大島地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、市地域公共交通協議会補助金）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

運行系統	大島地区～柳井駅（月～土・日祝運休）	
運行ダイヤ	午前 4 便	大島地区⇒柳井駅 柳井駅⇒大島地区
	午後 3 便	大島地区⇒柳井駅 柳井駅⇒大島地区
料金	大島地区～柳井地区	1 乗車 500 円
	大島地区内	1 乗車 300 円

III 伊陸・石井北部地区

伊陸地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、市地域公共交通協議会補助金）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

運行系統	伊陸・石井北部地区～柳井駅（月～土・日祝運休）	
運行ダイヤ	午前 4 便	伊陸・石井北部地区⇒柳井駅 柳井駅⇒伊陸・石井北部地区
	午後 4 便	伊陸・石井北部地区⇒柳井駅 柳井駅⇒伊陸・石井北部地区
料金	伊陸・石井北部地区～柳井地区	1 乗車 500 円
	伊陸・石井北部地区内	1 乗車 300 円

IV 阿月地区

阿月地区社会福祉協議会が運行を委託し、運行事業費から収入額（運送収入、市地域公共交通協議会補助金）を差し引いた額を市が補助金として交付する。

運行系統	阿月地区～柳井駅（月～土・日祝運休）	
運行ダイヤ	午前 4 便	阿月地区⇒柳井駅 柳井駅⇒阿月地区
	午後 2 便	柳井駅⇒阿月
料金	阿月地区～柳井地区	1 乗車 500 円
	阿月地区内	1 乗車 300 円

共通事項（割引率）

小学生以下	半額（10 円未満の端数は切上げ）
3 歳未満	無料（同伴者がいない場合は半額運賃を徴収）

障害者手帳		割引対象者		割引率	介護人について
種類	種別・等級	所持者	介護人		
身体障害者手帳	第一種	○	○	5 割引	第一種身体障害者手帳所持者と同乗される方
	第二種	○	×		
療育手帳	第一種または A	○	○		第一種または A の療育手帳所持者と同乗される方
	第二種または B	○	×		
精神障害者保健福祉手帳	第一級または 12 歳未満の精神障害者	○	○		第一級精神障害者手帳保持者または 12 歳未満の精神障害者と同乗される方
	上記以外	○	×		

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
【平成 25 年度】	
平成 25 年 5 月 9 日	柳井市地域公共交通会議 許認可、制度実施、NW計画策定等
平成 25 年 5 月 27 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 NW計画書の修正
平成 25 年 6 月 5 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 NW計画書の合意
平成 25 年 6 月 17 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書報告 NW計画書
平成 26 年 1 月 21 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 利用促進等
平成 26 年 3 月 6 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 制度、利用促進等
【平成 26 年度】	
平成 26 年 5 月 4 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 NW 計画策定等
平成 26 年 6 月 2 日	生活交通ネットワーク計画策定に係る文書協議 制度継続、NW計画策定等
平成 26 年 12 月 16 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
平成 27 年 6 月 16 日	地域内フィーダー確保維持計画策定に係る文書協議 制度継続、確保維持計画策定等
【平成 27 年度】	
平成 27 年 7 月 1 日	日積地区社会福祉協議会理事会 制度改正要望
平成 27 年 10 月 28 日	日積地区社会福祉協議会三役協議 制度改正に関する協議
平成 28 年 1 月 6 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
平成 28 年 2 月 5 日	日積地区社会福祉協議会理事会 制度改正に関する協議
平成 28 年 2 月 26 日	柳井市生活交通活性化協議会 制度改正に関する協議

【平成 28 年度】	
平成 28 年 5 月 19 日	柳井市地域公共交通会議 制度改正の承認、確保維持計画策定等
平成 29 年 1 月 13 日	地域内フィーダー系統確保維持事業に係る文書協議 事業評価
【平成 29 年度】	
平成 29 年 6 月 21 日	柳井市地域公共交通会議 制度継続、確保維持計画策定等
平成 30 年 1 月 10 日	地域内フィーダー系統確保維持事業に係る文書協議 事業評価
【平成 30 年度】	
平成 30 年 6 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定等
平成 30 年 12 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和元年度】	
令和元年 6 月 6 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定等
令和元年 12 月 20 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【平成 30 年度】	
平成 30 年 6 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定等
平成 30 年 12 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和元年度】	
令和元年 6 月 6 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定等
令和元年 12 月 20 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和 2 年度】	
令和 2 年 6 月 23 日	柳井市地域公共交通会議 制度改正の承認、大畠地区新規導入の承認、確保維持計画策定等
令和 3 年 1 月 8 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画の変更 事業評価
【令和 3 年度】	
令和 3 年 6 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定に係る文書協議
令和 4 年 1 月 7 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和 4 年度】	
令和 4 年 5 月 25 日	柳井市地域公共交通会議 伊陸・石井北部地区、阿月地区の新規導入の承認、確保維持計画策定等
令和 5 年 1 月 10 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
【令和 5 年度】	
令和 5 年 6 月 1 日	柳井市地域公共交通会議 確保維持計画策定等
令和 5 年 12 月 27 日	柳井市地域公共交通会議 事業評価
令和 6 年 3 月 1 日	柳井市地域公共交通協議会設立
【令和 6 年度】	
令和 6 年 5 月 7 日	柳井市地域公共交通協議会 地域公共交通計画策定及びフィーダー計画に係る計画別紙策定等
令和 6 年 6 月 26 日	柳井市地域公共交通協議会（書面決議） 地域間幹線系統に係る交通計画別紙策定
令和 7 年 4 月 1 日	柳井市地域公共交通協議会 地域公共交通計画策定及びフィーダー計画に係る計画別紙変更

19. 利用者等の意見の反映状況

日積・石井南部地区	・平成 25 年 10 月運行開始 ・平成 26 年秋に日積地区社会福祉協議会が地区住民を対象としたアンケートを実施。 ・令和 3 年度運行から路線バスから予約制乗合タクシーへ全面移行することを受け、令和元年 10 月から令和 2 年 2 月まで住民へのアンケートや意見交換会を実施。
大島地区	・平成 30 年 11 月に実証運行実施後、利用者等のアンケートを実施。 ・令和 4 年に利用状況と要望の把握のためアンケートを実施。結果を基に運行ダイヤ変更実施。
伊陸・石井北部地区	・令和 5 年度運行開始を目指し交通対策検討委員会が地区住民を対象にアンケートを実施。他、説明会等の意見交換の場を踏まえ運行回数や運賃等を決定。 ・令和 5 年度に利用者アンケート実施。
阿月地区	・令和 5 年度運行開始を目指し阿月地区社会福祉協議会地域交通部会がアンケート実施。アンケート実施に先立ち住民説明会も開催した。住民へのアンケートや説明会等の意見交換の場を踏まえ運行回数や運賃等を決定した。 ・令和 5 年度に利用者アンケート実施

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

(所 属) 経済部商工観光課

(氏 名) 地久里 真人

(電 話) 0820-22-2111

(e-mail) shokokanko@city-yanai.jp